

公立大学法人東北公益文科大学非常勤職員の給与並びに勤務時間、休日及び休暇に関する 規程

令和8年4月1日規程第48号

第1節 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人東北公益文科大学非常勤職員就業規則（令和8年規則第3号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第18条及び第28条の規定に基づき、非常勤職員就業規則の規定の適用を受ける同規則に定める非常勤職員の給与並びに勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

第2節 非常勤職員の給与

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、入学試験手当、宿直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料の決定)

第3条 給料は、月額、時間額又は年額とし、職務内容等を勘案し個別に決定する。

2 給料月額は、別表第1に定める号給に応じた額を基礎として資格、職務経験及び勤務時間に応じて算定し、決定する。

3 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し決定する必要がある職員の給料については、職務内容等を勘案し、個別に決定する。

(通勤手当)

第4条 月額で給料が定められている非常勤職員（以下「月額非常勤職員」という。）の通勤手当の支給は、公立大学法人東北公益文科大学職員給与規程（令和8年法人規程第32号。以下「職員給与規程」という。）第26条の規定によるものとする。

2 時間額で給料が定められている非常勤職員の通勤手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 職員給与規程第26条第1項第1号に該当する者

次の算式により得られた額

$$1 \text{ か月当たりの運賃等相当額} \times \frac{1}{21}$$

1 か月当たりの運賃等相当額は、55,000円以下のときは全額、55,000円を超えるときは55,000円とする。

(2) 職員給与規程第26条第1項第2号及び第3号に該当する者

次の算式により得られた額

$$\text{通勤手当の月額} \times \frac{1}{21}$$

3 月額非常勤職員が、月の中途において採用され、又は退職した場合は、職員給与規程第

27条の規定によるものとし、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合は、通勤手当は支給しない。

(入学試験手当)

第5条 入学試験手当の支給は、職員給与規程第35条及び第36条の規定によるものとする。

(宿直手当)

第6条 宿直手当の支給は、職員給与規程第37条の規定によるものとする。

(時間外勤務手当)

第7条 時間外勤務手当は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を支給する。

この場合において、月額非常勤職員の勤務1時間当たりの給料は、職員給与規程第31条の規定によるものとする。

(1) 勤務日に正規の勤務時間を超えて勤務した場合（次号に該当する場合を除く。）

職員給与規程第28条の規定による額。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、正規の勤務時間と合算して7時間45分を超えないこととなる勤務時間については、1時間につき勤務1時間当たりの給料とする。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）（以下これらの日を「祝日等」という。）に勤務した場合

職員給与規程第28条及び第29条の規定による額

(3) 勤務日が1週間につき5日である者のうち、日曜日及び土曜日が勤務を要しない日である非常勤職員が日曜日又は土曜日に勤務した場合

職員給与規程第28条の規定による額

(4) 第1号から前号までに定めるところにより難しい場合

別に定める額

(期末手当)

第8条 期末手当の支給は、職員給与規程第38条、第39条、第40条、第41条、第42条及び第45条の規定によるものとし、職員給与規程第38条第2項中「期末手当基礎額に100分の95を乗じて得た額」とあるのは、「給料月額に100分の30を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員には、期末手当を支給しない。

(1) 非常勤職員就業規則第2条第1項第1号に定めるパートタイム嘱託職員（以下「パートタイム嘱託職員」という。）のうち時間額で給料が定められている非常勤職員

(2) 雇用期間が6か月未満の者

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当の支給は、職員給与規程第43条、第44条及び第45条の規定によるものとし、職員給与規程第43条第2項中「勤勉手当基礎額に100分の80を乗じて得た額」とあるのは、「給料月額に100分の28を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員には、勤勉手当を

支給しない。

(1) パートタイム嘱託職員のうち時間額で給料が定められている非常勤職員

(2) 雇用期間が6か月未満の者

(月の途中で任用された場合等の給料)

第10条 月又は年の中で採用又は退職した場合の給料は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を支給する。

(1) 月額非常勤職員が、月の途中で任用され、又は退職（死亡による退職を除く。）した場合は、給料月額をその月の初日に任用されたものとした場合における当該月の勤務すべき日数で除して得た額に、現に勤務した日数を乗じて得た額とする。

(2) 年額で給料が定められている非常勤職員（以下「年額非常勤職員」という。）が、年度の中途において任用された場合はその月から、年度の中途において退職し、又は死亡した場合はその月までの給料を月割により算出して得た額とする。

(給料の減額)

第11条 月額非常勤職員が勤務しない場合（当該勤務しない日が祝日等に当たり勤務しない場合並びに第16条に定める年次有給休暇及び第17条に定める有給休暇により勤務しない場合を除く。）は、その勤務しない1日につき、次項に定める1日当たりの給料を減額して給料を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合の減額すべき額は、その月の分の給料月額の全額とする。

2 前項の1日当たりの給料は、給料月額をその月の勤務すべき日数で除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

3 前条第1号及び前項に規定する勤務すべき日数には、祝日等に勤務時間が割り振られている場合は、当該祝日等を含むものとする。

4 月額非常勤職員が時間単位で勤務しない場合は、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額して給料を支給する。

5 前項の勤務1時間当たりの給料は、月額非常勤職員については、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。）とする。

(給与の支給日)

第12条 給与の支給日は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日とする。

(1) 月額及び時間額で給料が定められている非常勤職員

職員給与規程第15条第4項で定める日

(2) 年額非常勤職員

当該給与の支給対象となる職務に従事した日の属する会計年度の末月（年度の中途において退職し、又は死亡した場合にあっては、当該退職し、又は死亡した日の属する月又はその翌月）の指定する日においてその全額を支給する。

第3節 非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇

(勤務日等)

第13条 パートタイム嘱託職員の勤務日は、1週間につき5日の範囲内で理事長が定めるものとする。

2 パートタイム嘱託職員の勤務時間は、1週間につき31時間45分の範囲内及び1日につき7時間45分の範囲内で理事長が定めるものとする。

3 理事長は、前項の勤務時間を定めるに当たり、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、60分の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

4 非常勤職員就業規則第2条第1項第2号に定めるフルタイム嘱託職員の勤務時間、勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等は、公立大学法人東北公益文科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和8年法人規則第36号。以下「職員勤務時間等規程」という。）第2条及び第3条の規定を準用するものとする。

5 非常勤職員に割り振られた勤務日が祝日等に当たる場合は、当該勤務日については、勤務する必要がないものとする。

（時間外又は休日労働の禁止）

第14条 理事長は、非常勤職員に対し、勤務時間外、勤務を要しない日及び祝日等につき勤務を命じてはならない。ただし、急施を要するなど理事長が特に必要と認めた場合については、この限りでない。

2 理事長は、非常勤職員に対し、勤務を要しない日及び祝日等に勤務を命じる必要がある場合、職員勤務時間等規程第4条、第11条及び第12条の規定により勤務を要しない日及び休日の振替え、代休日の指定を行うことができる。

（育児又は介護を行う非常勤職員の深夜勤務の制限）

第15条 育児又は介護を行う非常勤職員の深夜勤務の制限に関する事項については、職員勤務時間等規程第9条の規定によるものとする。

（年次有給休暇）

第16条 年次有給休暇の付与については、職員勤務時間等規程第16条の規定によるものとする。

2 年次有給休暇の付与単位は、1日、半日又は時間とする。この場合において、時間を単位として取得した年次有給休暇を日数に換算するときは、8時間をもって1日とする。

3 前項の時間単位の年次有給休暇については、1年について5日の範囲で付与する。

（年次有給休暇以外の有給休暇）

第17条 年次有給休暇以外の有給休暇は、次に掲げるとおりとする。ただし、第8号及び第9号については、1週間当たり3日以上勤務する者に限る。

(1) 労基法第65条第1項及び第2項の規定による産前産後の期間

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第7条の規定による選挙権その他公民としての権利を行使するのに必要とする時間

(3) 裁判員（裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。）の職務を執行するのに必要とする日（遠隔の地に赴く必要のある場合は、これに要する往復日数を含む。）

(4) 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断により勤務が不可能な日又は時間

(5) 風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は崩壊により勤務が不可能な日

又は時間

- (6) 負傷又は疾病により、その療養に必要な期間（ただし、60日を限度とする。）
- (7) 職員勤務時間等規程別表第3項の規定による妻の分娩に関する休暇
- (8) 職員勤務時間等規程別表第4項の規定による忌引に関する休暇
- (9) 職員勤務時間等規程別表第5項の規定による休暇
- (10) 職員勤務時間等規程別表第6項の規定による休暇
（無給休暇）

第18条 無給休暇は、次に定めるとおりとする。

- (1) 労基法に規定する生理休暇
- (2) 職員勤務時間等規程別表に規定する特別休暇（前条に掲げる有給休暇を除く。）

第4節 その他

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、非常勤職員の給与並びに勤務時間、休日及び休暇について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、学校法人東北公益文科大学の契約職員として任用されていた者が、引き続きこの規程に定める非常勤職員として法人に任用された場合の第16条の適用については、学校法人東北公益文科大学の契約職員として任用された日を最初の任用日とみなす。
- 3 この規程の施行日の前日において、学校法人東北公益文科大学の契約職員として任用されていた者が、引き続きこの規程に定める非常勤職員として法人に任用された場合で、第2条及び第3条による給与月額が、施行日の前日において受けていた特定業務手当を含む給与月額に達しない職員（65歳以上の年金受給者を除く。）に対しては、当面の間、経過措置としてその差額を支給する。
- 4 この規程の施行日の前日において、学校法人東北公益文科大学の契約職員として任用されていた者が、引き続きこの規程に定める非常勤職員として法人に任用された場合の職員給与規程第38条第2項に規定する在職期間及び第43条第2項に規定する勤務期間については、学校法人東北公益文科大学の契約職員としての在職期間及び勤務期間を算入するものとする。

別表第1

非常勤職員給料表

号給	給料月額
1	165,900
2	166,000
3	166,100
4	167,200
5	168,300

6	169, 400
7	170, 500
8	171, 500
9	172, 500
10	173, 900
11	175, 200
12	176, 500
13	177, 700
14	179, 200
15	180, 700
16	182, 400
17	183, 600
18	185, 100
19	186, 600
20	188, 100
21	189, 500
22	192, 300
23	195, 000
24	197, 600
25	200, 400
26	202, 100
27	203, 800
28	205, 500
29	207, 100
30	208, 900
31	210, 700
32	212, 600
33	214, 200
34	215, 700
35	217, 300
36	218, 800
37	220, 100
38	221, 400
39	222, 700
40	223, 900
41	225, 200
42	226, 400

43	227, 500
44	228, 700
45	229, 900
46	231, 200
47	232, 600
48	233, 900
49	235, 000
50	236, 200
51	237, 300
52	238, 400
53	239, 600

備考 この表は、勤務時間が1週間につき38時間45分の非常勤職員に適用する。